

3 經濟部の条例等の概要

○ 前文

■ 条例のめざす姿

四季を彩る雄大な自然、新鮮な山海の恵み、人々の暮らしとともに形成された景観など、北海道の優位性や地域の個性を生かし、誰もが安心して快適に滞在することができる国際的にも通用する観光地とすること、観光にかかわる産業を北海道経済のリーディング産業とすることをめざします。

○ 第1章 総則

■ 基本理念

観光の振興は、道民・観光事業者・観光団体・行政機関が協働し、次の基本理念をもとに推進していく必要があります。(第2条)

- 1 自然、景観等の環境の保全に配慮しながら、それらの魅力を十分に活用する。
- 2 豊かな自然にはぐくまれた食の魅力を生かす。
- 3 すべての人々が、安心して快適に観光できるよう配慮する。
- 4 道民、観光客が共に楽しめる地域の特性を生かした個性豊かな観光地を形成する。
- 5 観光にかかわる産業を地域経済を牽引する産業とする。

■ 観光振興の担い手の責務と役割

観光の振興は、基本理念にのっとり、それぞれが事業や活動を推進していく必要があります。(3～6条)

道の責務(第3条)	道民の役割(第4条)	観光事業者の役割(第5条)	観光関係団体の役割(第6条)
○観光の振興に関する総合的・計画的な施策を策定し、実施する。 ○市町村の参画する広域的な観光振興に関し、総合調整をし、相互連携が図られるよう努める。	○観光客を温かく迎えるよう努める。 ○地域の観光資源を活用した観光地づくりに参画するよう努める。	○地域のお産業との連携に配慮する。	○ホスピタリティの向上や観光客の誘致等に積極的に取り組む等、観光の振興に貢献するよう努める。

○ 第2章 観光の振興に関する基本的施策

■ 施策の基本方針

道は、次に掲げる基本方針に基づき、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。(第7条)

1 道民、観光事業者、観光関係団体及び行政機関が協働して行う取組を促進します。	2 環境を保全し活用する取組を促進します。
3 食の魅力を生かした取組を促進します。	4 観光客が安心して快適に観光を行うことができる環境づくりを促進します。
5 観光にかかわる産業の発展のための取組を促進します。	6 国内及び海外からの観光客の誘致を促進します。
7 観光に関する普及啓発及び学習機会を確保します。	8 観光に関する基礎的データの収集及び調査を実施します。

■ 基本的な計画の策定

観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光の振興に関する基本的な計画を定めます。計画は、観光の振興に関する適切な目標について定め、道の施策、道民等の行動の指針を盛り込むこととなっています。また、策定にあたっては、北海道観光審議会の意見を伺い、また、道民の皆さんの意見が反映されるよう努めます。(第8条)

■ 財政上の措置

道は、観光の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。(第9条)

○ 第3章 北海道観光審議会

北海道における観光の振興を図るため、北海道観光審議会を引き続き設置します。(第10～17条)

北海道アウトドア活動振興条例の概要

1 総則（第1条－第6条）

目的 (第1条)	アウトドア活動の振興に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに道民等、アウトドアガイド及びアウトドア事業者の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、アウトドア活動の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって人と自然とのふれあいを通じて心の豊かさと潤いを実感できる社会の実現に寄与する。
-------------	---

定義 (第2条)	「アウトドア活動」、「アウトドアガイド」、「アウトドア事業者」
-------------	---------------------------------

基本理念 (第3条)	「人と自然の共生」、「地域に根ざした個性豊かな人材の育成及び確保」、「北海道らしいライフスタイルの形成並びに関連する産業活動の活発化」
---------------	---

道の責務（第4条）	道民等の役割（第5条）	ガイド及び事業者の役割（第6条）
<ul style="list-style-type: none"> ○アウトドア活動の振興に関する総合的かつ計画的な施策の策定及び実施 ○国及び市町村との緊密な連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○道民は、基本理念に対する理解を深め、アウトドア活動を通じて自然環境を保全する心を育てること及びアウトドア活動が生活に根ざした、北海道らしいライフスタイルを形成することの意義を認識 ○アウトドア活動を行う者は、アウトドア活動を行う場合には、自ら安全に配慮し、自然環境を保全するとともに、地域の住民生活、産業活動等に配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ○アウトドア活動を行う者にサービスを提供する場合には、安全に配慮した質の高いサービスを提供し、自然環境を保全するとともに、地域の住民生活、産業活動等に配慮 ○アウトドア活動を行う者に対する安全の確保、自然環境の保全等のために必要な指導

2 アウトドア活動の振興に関する基本的施策（第7条－第14条）

<ul style="list-style-type: none"> ○道の振興推進計画の策定（第7条） <ul style="list-style-type: none"> ・策定又は変更時に道民の意見を反映するための必要な措置 ○道民の理解の促進（第8条） <ul style="list-style-type: none"> ・アウトドア活動に対する道民の理解の促進に資するため、情報の提供その他の必要な措置 ○アウトドアガイドの育成（第9条） <ul style="list-style-type: none"> ・優れたアウトドアガイドを育成するため、アウトドアガイドの知識及び技術を客観的に評価すること等により、その資質向上の意欲が高められ、かつ、その社会的評価の向上が促進されるような制度の構築その他の必要な措置 ○アウトドア事業者の育成（第10条） <ul style="list-style-type: none"> ・良質なアウトドア事業者を育成するため、アウトドア事業者が提供するサービスの内容を明らかにすること等により、その資質向上の意欲が高められるような制度の構築その他の必要な措置 ○アウトドア活動を行う者等に対する普及啓発等（第11条） <ul style="list-style-type: none"> ・アウトドア活動を行う者、アウトドアガイド及びアウトドア事業者が自然環境を保全し、及びその地域の住民生活、産業活動等に配慮してアウトドア活動等を行うよう、これらのものであるものに対するマナー等の普及啓発その他の必要な措置 ○環境の整備（第12条） <ul style="list-style-type: none"> ・より多くの人アウトドア活動を安全に、かつ、楽しく行うことができる環境を整備するために必要な措置 ○推進体制の整備（第13条） <ul style="list-style-type: none"> ・道民、アウトドアガイド、アウトドア事業者、行政機関等が互いに連携してアウトドア活動の振興に取り組むために必要な推進体制の整備 ○財政上の措置（第14条） <ul style="list-style-type: none"> ・アウトドア活動の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置
--

3 附則

<ul style="list-style-type: none"> ○施行日 <ul style="list-style-type: none"> ・公布の日から施行する。
--

北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例の概要

前 文

- 石炭や石油などの化石燃料は、近い将来における枯渇や使用に伴う地球環境への影響が懸念されており、その使用を抑制することが求められている。
- 原子力は、発電時に温室効果ガスを排出しないことなどの優れた特性を有している反面、放射性廃棄物の処理、処分の方法が確立されていないことなどの問題があることから、過渡的なエネルギーと位置づけられる。
- 私たちは、積雪寒冷な本道においてエネルギーが社会経済の発展と生活の安定に不可欠であることを深く認識し、脱原発の視点に立って、限りある資源を可能な限り将来に引き継ぐとともに、道内で自立的に確保できる新しいエネルギーの利用を拡大する責務を有している。
- このため、社会経済活動や生活様式の在り方を見直し、エネルギーをむだなく大切に使用するとともに、本道の自然や産業に根ざし、環境に優しい新しいエネルギーを育むことにより、人と自然が共生し、環境と調和した社会を築いていくことが必要である。
- このような考え方に立ち、エネルギーの使用の効率化と新しいエネルギーの開発や導入に積極的に取り組むことにより、エネルギーの需給の安定を図るとともに、持続的発展が可能な循環型社会経済システムをつくり上げるため、道民の総意としてこの条例を制定する。

総 則

- 目 的 省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進について、道、事業者及び道民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって北海道の社会経済の健全な発展及び道民の生活の安定に寄与することを目的とする。
- 定 義 省エネルギー及び新エネルギーについて用語の意義を定める。
- 道 の 責 務 総合的かつ計画的な施策を策定し、実施する。
市町村が施策を策定し実施する場合には、助言その他の必要な支援を行う。
自ら率先して省エネルギーの推進と新エネルギーの導入に努める。
- 事業者の責務 事業活動を行うに当たって、省エネルギーの推進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進に自ら積極的に努める。
道が実施する施策に協力する。
- 道民の責務 日常生活において、省エネルギーの推進及び新エネルギーの導入に自ら積極的に努める。
道が実施する施策に協力する。

基本的施策

- 基本方針 地域特性、事業者の業態、道民の日常生活の様々な場面に応じた省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進を図り、また、関連産業の育成、地域づくりに努めることを基本方針とし、施策を総合的かつ計画的に推進する。
- 基本的な計画 施策を総合的かつ計画的に推進するため、省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進に関する基本的な計画を策定する。
- 学習の推進 事業者、道民が省エネルギー及び新エネルギーの促進の必要性について理解を深め、自発的活動の意欲が増進されるよう、省エネルギー及び新エネルギーに関する学習を推進するため、必要な措置を講ずる。
- 民間団体等の自発的な活動の促進 事業者、道民、民間団体が行う自発的な活動を促進するため、必要な支援を行う。
- 関連産業の振興 関連する産業の振興のため、省エネルギーの促進及び新エネルギーの開発・導入の促進に資する事業活動に対し、必要な支援を行う。
- 情報の提供 必要な情報を適切に提供するよう努める。
- 調査の実施 省エネルギーの状況及び新エネルギーの開発及び導入の状況に関する調査を実施する。
- 研究開発の推進等 技術の向上を図るため、研究開発の推進及び成果の普及その他必要な措置を講ずる。
- 表彰等 特に功績のあったものに対し表彰その他必要な措置を講ずる。
- 道民の意見の反映 施策に道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずる。
- 連携の推進等 国、市町村と緊密に連携を図るとともに、市町村、事業者、道民の相互の協力の増進に努める。
- 財政上の措置 省エネルギー・新エネルギーの促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

附 則

- 施行年月日 平成13年1月1日

北海道地球温暖化防止対策条例（通称「ゼロカーボン北海道推進条例」）の概要

【背景】 北海道地球温暖化防止対策条例は、2008年に、世界全体で地球温暖化防止対策に取り組む必要があるとの認識で合意された北海道洞爺湖サミットの開催を契機に、その翌年に制定された。

その後2015年のパリ協定では、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも1.5℃までに抑える努力を継続することが掲げられるなどの情勢を踏まえ、道においては、2020年に、2050年までの温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すとして国に先駆けて表明し、ゼロカーボン北海道の実現に向けて取り組むことを決意した。

ゼロカーボン北海道の2050年までの実現には、道民、事業者、市町村などの全ての関係者が、環境、経済、社会の統合的な向上の意義を共有し、総力を挙げて取組を進める必要があるとの考えに立ち、豊かで美しい自然環境を有する北の大地を将来の世代に引き継ぎ、我が国のみならず、世界の地球温暖化防止に貢献する必要がある。

【条例の目的】 （第1条）

ゼロカーボン北海道の実現について、基本理念を定め、道、事業者、道民、観光旅行者等の責務などを明らかにし、道の施策の基本となる事項を定めることにより、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保と人類の福祉に寄与する。

【基本理念】 （第2条の2）

- ・道民、道、事業者などの全ての関係者の自主的かつ積極的な参加と密接な連携
- ・環境の保全、経済の発展及び道民生活の向上の統合的な推進
- ・道内に豊富に存在する再生可能エネルギー源や森林その他の地域資源の有効活用

【道の責務】 （第3条）

- ・施策の策定・実施
- ・国、市町村、事業者や道民と連携・協働
- ・市町村、事業者、道民、環境保全活動団体等への支援
- ・事業者や道民の行動変容や自主的かつ積極的な取組の促進
- ・専門的な知識や技術を有する人材の育成
- ・調査研究・技術開発の促進や産業の育成・振興
- ・環境に関する教育の推進や学習機会の提供
- ・事業者や道民への分かりやすい情報の提供
- ・道の事務・事業の率先実施

【事業者の責務】（第4条）

- ・事業活動に伴う温室効果ガス排出量削減
- ・国、道や市町村の取組への協力

【道民の責務】（第5条）

- ・日常生活に伴う温室効果ガス排出量削減
- ・国、道や市町村の取組への協力

【観光旅行者等の責務】（第6条）

- ・道内における温室効果ガス排出量削減
- ・国、道や市町村の取組への協力

【施策の報告】（第7条）

知事は、議会に、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を報告

地球温暖化対策に向けた具体的な取組

【道による「ゼロカーボン北海道推進計画」の策定等】（第8条～第11条）

- ◆推進計画によるゼロカーボン北海道の実現に向けた取組の総合的・計画的な推進
- ◆道が実施した取組の公表・評価
- ◆地球温暖化対策指針による道民・事業者等への排出削減の方策

【事業活動に関する取組】（第12条～第17条）

- ◆事業者⇒温室効果ガス排出量の把握、削減等に資する措置や排出量の削減が困難である場合のカーボン・オフセットの促進を行う努力義務
- ◆エネルギー多量使用事業者⇒温室効果ガス排出量削減等に係る計画書・実績報告書の作成・提出⇒知事が公表
- ◆エネルギー多量使用事業者以外の事業者⇒温室効果ガス排出量の簡易報告書の作成・提出が可能

【交通に関する取組】（第18条～第21条の2）

- ◆大規模駐車場の設置・管理者⇒アイドリングストップを促す周知
- ◆自動車販売業者⇒新車を購入しようとする人に対し、地球温暖化防止性能情報の説明（レンタカー業者⇒同様の説明の努力義務）
- ◆物資の輸送を請け負う事業者⇒配送の共同化その他の輸送の合理化への努力義務

【機械器具使用に関する取組】（第22条・第23条）

- ◆温室効果ガス排出量の少ない機械器具の使用などへの努力義務
- ◆機械器具販売業者⇒器具を購入しようとする人に対し、省エネルギー性能情報の表示や説明

【産業の育成・振興】（第37条・第38条）

- ◆事業者⇒温室効果ガス排出量が少ない又は削減等に寄与する製品やサービスの開発、販売、提出の努力義務
- ◆道⇒産業の育成・振興や温室効果ガス排出量削減等に寄与する製品やサービスの普及促進

【建築物の新增築に関する取組】（第24条～第27条の2）

- ◆建築主⇒建築物へのエネルギー使用の合理化、地域材の利用などへの努力義務
- ◆大規模建築物の新增築等を行うおとする建築主⇒新增築等時における建築物環境配慮計画書等の作成・提出⇒知事が公表

【理解の促進等】（第39条・第40条）

- ◆道⇒ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に関する情報提供
- ◆事業者⇒従業員に対する理解の促進への努力義務
- ◆7月7日を北海道クールアース・デイとし、温暖化防止の取組を実施

【再生可能エネルギーに関する取組】（第28条～第31条）

- ◆事業者・道民⇒再生可能エネルギーの利用推進への努力義務
- ◆小売電気事業者⇒再生可能エネルギー計画書・達成状況報告書の作成・提出⇒知事が公表

【ライフスタイル等の転換】（第41条～第46条）

- ◆道民の温室効果ガス排出量削減等の取組の促進や行動への支援
- ◆行事、催し物等での取組の促進
- ◆地産地消の推進
- ◆環境物品等の購入等の促進
- ◆廃棄物の発生の抑制や使用済物品の再使用に協力
- ◆冷暖房時の適切な温度設定の励行

【吸収作用や固定作用の保全等の取組】（第32条～第34条）

- ◆事業者・道民⇒森林保全や地域材の利用促進への努力義務
- ◆道⇒森林の整備や藻場等の自然生態系の保全

【気候変動適応に関する取組】（第35条・第36条）

- ◆道⇒気候変動適応に関する施策の推進、気候変動適応センターの設置運営

【その他の取組等】（第47条～第54条）

- ◆顕彰、指導・助言、報告等の提出、勧告、公表

北海道地球温暖化防止対策基金条例

(設置)

第1条 北海道における再生可能エネルギー（北海道地球温暖化防止対策条例（平成21年北海道条例第57号）第2条第6号に規定する再生可能エネルギーをいう。）等の導入等の加速化に資するための事業、省エネルギー（同条例第12条第1項に規定する省エネルギーをいう。）の推進に資するための事業その他の地球温暖化（同条例第2条第2号に規定する地球温暖化をいう。）の防止に貢献するゼロカーボン北海道（同条第1号に規定するゼロカーボン北海道をいう。）の実現を図るために必要な事業に要する経費の財源に充てるため、北海道地球温暖化防止対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

(基金の使用)

第3条 基金は、第1条に規定する事業に要する経費に充てるために使用することができる。

2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

(現金の管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(知事への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(北海道新エネルギー導入加速化基金条例の廃止)
- 2 北海道新エネルギー導入加速化基金条例（平成29年北海道条例第4号）は、廃止する。
(北海道新エネルギー導入加速化基金条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の際、前項の規定による廃止前の北海道新エネルギー導入加速化基金条例第1条の規定により設置された北海道新エネルギー導入加速化基金に属する現金は、基金に帰属するものとする。

北海道小規模企業振興条例の概要

○ 小規模企業は、地域の経済及び雇用を支える重要な担い手であり、地域経済の健全な発展と地域社会の安定に必要な存在
 ○ 少子高齢化や人口減少、大規模自然災害の発生や感染症のまん延など取り巻く環境は極めて厳しい状況
 ○ すべての関係者が危機感を共有し、一体となって地域の小規模企業の持続的発展を図ることが極めて重要
 ○ 小規模企業の振興を通じ、地域経済の活性化及び地域社会の実現に寄与するため道民の総意として条例を制定

経	H26.6	小規模企業振興基本法の制定
過	H28.4.1	北海道小規模企業振興条例の施行
	H28.8	北海道小規模企業振興条例の策定
	R4.4.1	北海道小規模企業振興条例(改正)の施行
	R4.4.1	新たな北海道小規模企業振興の方策の策定

前文

第一章 総則	第一条—第十条	【目的】(第1条) 基本理念を定め、道の責務、小規模企業者・小規模企業団体等の役割等を明らかにし、小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進することにより、地域経済の活性化及び地域社会の持続的発展に資する
		【道(責務)】(第4条) ① 総合的な施策の策定及び実施 ② 国、市町村、小規模企業者、小規模企業関係団体等との緊密な連携 ③ 小規模企業が担う重要な役割について道民の理解を深める
		【定義】(第2条) 小規模企業者：おむね常時使用する従業員の数が、製造業、建設業、運輸業その他の業種は20人以下、商業又はサービス業は5人以下の事業者
		【小規模企業者の努力】(第5条) ① 円滑かつ着実な事業の運営、事業活動を通じた地域の振興への貢献 ② 地域における他の小規模企業者等と連携
		【小規模企業関係団体の役割】(第6条) ① 小規模企業者を積極的に支援、他団体及び金融機関等と相互に連携 ② 国、道、市町村等が行う取組に参画
		【金融機関の役割】(第7条) 円滑な資金供給及び経営支援の継続的な実施、小規模企業に対する支援や協力を通じ、地域経済を活性化
		【基本理念】(第3条) ① 小規模企業の経営環境及び経営実態その他地域の実情に応じて総合的に推進 ② 国や道、市町村、小規模企業者、小規模企業関係団体等の適切な役割分担の下、一体的に推進 ③ 小規模企業者の円滑かつ着実な事業の運営が確保されるよう配慮 ④ 小規模企業の経営規模等を踏まえ、主体性が十分発揮されるよう配慮
		【市町村との連携等】(第10条) 道は、市町村が行う小規模企業の振興に関する取組に連携協力するとともに、市町村に対し必要な協力を要請
		【小規模企業者以外の事業者の役割】(第9条) ① 小規模企業の果たす役割の重要性の理解、小規模企業の事業機会の創出その他の必要な協力を進め、道が行う施策への協力
		【大学等の役割】(第8条) 新商品及び新技術開発その他の事業活動への助言、研究成果の普及等

第二章 基本的施策

第二章 基本的施策	第十一条—第十九条	【施策の基本方針】(第11条) 小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進 ① 小規模企業の経営体質の強化 ② 小規模企業の事業の承継の円滑化 ③ 小規模企業に係る創業及び新たな事業分野への進出の促進
		【経営体質の強化】(第12条) ① 経営指導の促進 ② 研修の充実 ③ 新商品・新業務の開発、販路の拡大、生産性の向上、危機管理の支援 ④ 人材の育成 ⑤ 道外からの人材の誘致 等
		【地域における支援体制の整備】(第15条) ① 各域における小規模企業を支援する体制の整備を図るため、小規模企業者や小規模企業関係団体等との連携の促進 ② 支援体制の整備に当たり、秘密の保持に配慮
		【融資上の措置】(第18条) 必要な財政上の措置を講ずるよう努める
		【顕彰】(第19条) 顕著な功績があったものに対する顕彰の実施
		【附則】 条例の施行の日から起算して5年を経過することによって検討を加え、必要な措置を講ずる
		【創業等の促進】(第14条) ① 各段階に応じた必要な知識を習得させるための機会充実 ② 情報の提供 ③ 相談体制の整備 等
		【小規模企業振興の方策】(第17条) 小規模企業の振興を図るための具体的な方策の策定、公表
		【事業の承継の円滑化】(第13条) ① 経営者や後継者に対する研修の充実 ② 情報の提供 ③ 支援人材の育成 ④ 専門家による相談体制の整備 等
		【円滑な資金の供給】(第16条) 金融機関と連携し、小規模企業者、事業者の譲渡を受けようとする者、創業を行おうとする者に対する資金が円滑に供給されるよう必要な措置を講ずる

北海道地域商業の活性化に関する条例の概要

制定にあたって

- 地域商業は、地域経済の発展や雇用機会の創出とともに、地域住民の消費活動を支え、人々が集い、交流する場として、道民の暮らしと密接な関わりを有しながら、地域社会の発展に寄与してきたが、その取り巻く環境は、景気の低迷や事業所数、販売額の減少、中心市街地の空洞化など厳しい状況であり、加えて、高齢化の一層の進行や消費者の購買意識に対応し得る変革が求められている。
- こうした中で、地域商業の活性化を促し、地域の実態に応じた取組の強化を図ることが、今後の地域経済や地域社会の発展にとって極めて重要。
- このため、地域商業の活性化に関する施策を総合的に推進し、地域商業がこれまで担ってきた役割の維持強化を図ることにより、安定した道民の消費生活並びに活力ある地域経済及び地域社会を次代に引き継いでいくため、この条例を制定。

I 総則的項目

■目的

- 地域商業の活性化に関し、基本理念を定め、道及び事業者等の責務、道民の役割を明確化
- 道の施策の基本となる事項及び特定小売事業に係る手続その他必要な事項を定め、施策を総合的に推進
- 道民生活の持続的安定並びに地域経済及び地域社会の活性化

■基本理念

- 地域商業の役割に鑑み、活性化の取組を総合的に推進
- 地域関係者の創意及び主体性が発揮され、地域の実態に応じた取組を推進
- 道、市町村及び地域関係者の適切な役割分担による協働により取組を推進
- 地域におけるまちづくりへの十分な配慮

■道の責務

- 地域商業の活性化に関する総合的な施策を策定、実施
- 施策の実施に当たって、国、市町村、その他関係者との緊密な連携

■関係者(事業者、商工関係団体、小売事業施設設置者及び道民)の責務・役割

- 地域商業の活性化に向けた自主的・積極的な取組の実施、地域貢献、関係者間の密接な連携

II 地域商業の活性化に関する施策

- 地域商業活性化指針(方策)と地域貢献活動指針の策定
- 市町村や地域の関係者による取組を促進するための支援
- 優良事例の公表等
- 地域商業の活性化に関する施策を推進するために必要な財政上の措置努力

III 特定小売事業施設への対応

(現行のガイドラインの内容に加え、以下の点を強化)

- 新設等の届出：新設等に係る不届、虚偽届出に対する罰金の設定や届出手続終了までの工事着手の制限など(届出実効性の確保)
- 地域貢献活動：活動計画の実施状況に係る住民説明会の開催や市町村との協定締結努力など(地域貢献活動の実効性の向上)
- 撤退時の対応：事前報告、住民説明会の開催、後継テナントの確保、施設の適正管理努力など(撤退時における地域商業への影響を緩和)

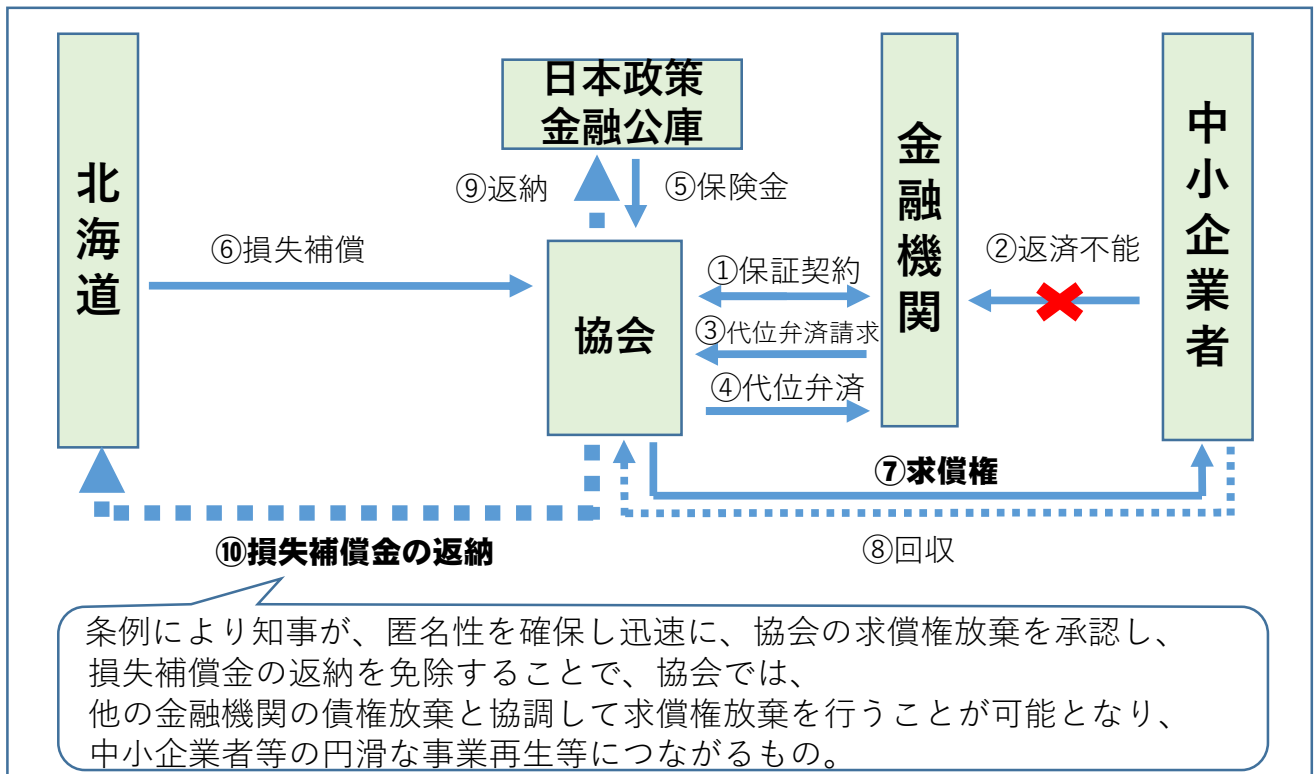
※平成24年4月1日施行(「特定小売事業施設への対応」に係る部分は10月1日施行)

北海道中小企業者等に対する融資に係る損失補償金の返納の免除に関する条例の概要

【目的】

中小企業者等の円滑な事業の再生及び新たな事業の創出に資するよう、北海道信用保証協会（以下「協会」という。）が事業再生等を行う中小企業者等に対して、道と締結する損失補償契約に基づく求償権の放棄等を行う場合に、知事において当該求償権の放棄等を承認するとともに、当該求償権に係る損失補償金の返納の免除を可能とするため、道が支払う損失補償金の返納の免除に関し必要な事項を定める。

【スキーム】



【条例の対象要件】

知事は、協会から、次のいずれかの計画策定支援機関等による支援又は手続を受けて策定された事業再生計画又は弁済計画に基づく求償権の放棄等の承認の申請があった場合、当該求償権等を放棄を承認するとともに、損失補償金の返納を免除。

対象要件	対象計画	根拠法	
①特定協定銀行の計画策定支援	再生計画	金融再生法	第53条第1項第2号
②特定調停の手続	再生計画	特定調停法	第2条第3項
③(株)地域経済活性化支援機構の再生支援決定又は特定支援決定	又は 弁済計画	地域経済活性化支援機構法	第25条第4項又は 第32条の2第3項
④特定認証紛争解決手続	再生計画	産業競争力強化法	第2条第21項
⑤中小企業活性化協議会の計画策定支援			第134条第2項
⑥(独)中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合の計画策定支援			第140条第1号
⑦(独)中小企業基盤整備機構の指導又は助言			第140条第2号
⑧中小企業の事業再生等に関する私的整理手続を定めたものとして知事が認めたもの ※中小企業の事業再生等に関するガイドラインを別に指定	再生計画 又は 弁済計画	中小企業の事業再生等に関するガイドライン	

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び 中小企業の競争力の強化に関する条例の概要

～北海道産業振興条例（通称）～

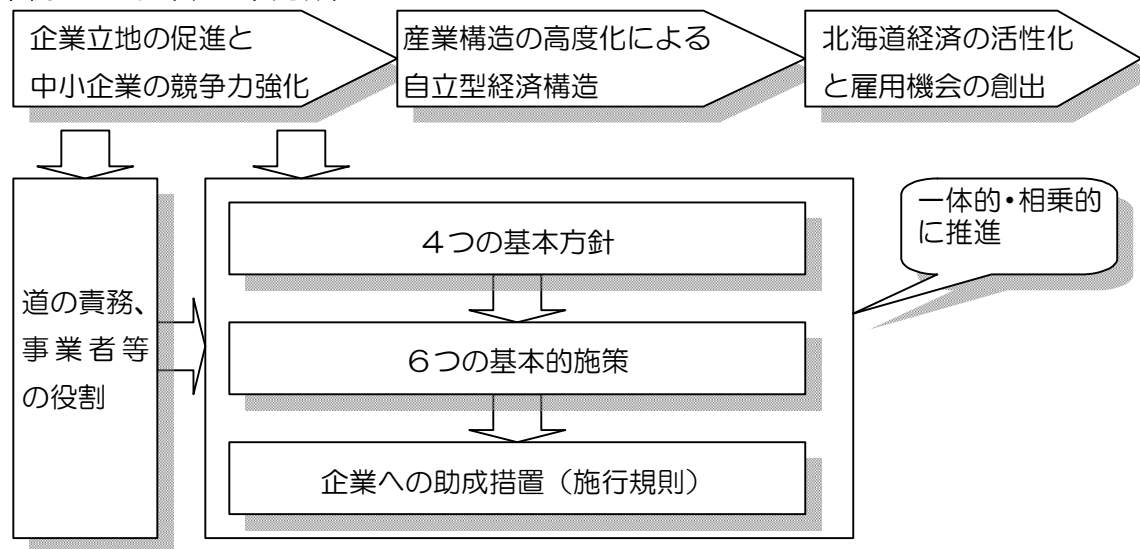
平成20年4月1日施行

1. 条例制定の趣旨

- 北海道経済の活性化や、それを通じた雇用の創出につなげていくためには、道内総生産全体に占めるものづくり産業のウェイトの向上や商品・サービスの付加価値の向上など、北海道の産業構造が抱える課題を克服し、民間主導の自立型経済構造への転換を図ることが不可欠。
- 特に、成長力・波及力の高い産業や地域の特性に応じた産業の発展、市場の要求に即応し、市場を開拓する中小企業の育成、企業立地と地場企業の参入の促進の一体的推進などを通じて「道内経済を牽引する産業の発展」と「地域経済活性化」を図ることが重要な課題。
- このため、これまで展開してきた施策を体系的に整理した上で見直し、「企業立地の促進」と「中小企業の競争力強化」を一体的かつ相乗的に推進するための今後の重点方針、重点施策を明確化する新しい条例を制定するもの。

2. 条例の主な構成

(1) 条例の目的（第1条関係）



(2) 施策の基本方針（第5条関係）

産業構造の高度化による自立した経済構造への転換を図るため、

- ① 高い経済的効果を及ぼす産業の発展
- ② 成長発展が期待される産業の創出・発展
- ③ 地域の特性に応じた産業の発展
- ④ 商品等の付加価値の向上を目指す中小企業の育成

の4つを基本として、
企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する施策を一体的・相乗的に推進

(3) 基本的施策（第6～11条関係）

- ① 企業立地及び道内の中小企業の取引参入の一体的促進
- ② 人材の育成及び確保
- ③ 中小企業の経営の革新及び産業技術開発の促進
- ④ 中小企業の国内外における販路等の拡大
- ⑤ 創業等の促進
- ⑥ 産学官及び産業間の連携の促進

(4) 助成措置（第13・14条関係）

- 企業に対する助成（補助金等）の根拠や配慮事項について規定
- 助成の要件、手続、金額等は規則で定める

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則の概要

【最終改正 令和4年3月31日公布、4月1日施行】

＜通称：北海道産業振興条例施行規則＞

企業立地の促進を図るための助成の措置

【類型Ⅰ】
○成長産業・
発展基盤施設分野の集積促進

成長発展・
経済波及分野
の立地促進

立地企業への
地場産業の
参入促進

成長発展・経済
波及効果分野
の中小企業の
振興

市町村と連携した
企業の立地促進

地域における
多様な産業づくり

本道の経済の発展方向を見据えた立地助成

- 自動車、電気、電子、医薬品製造業等の支援拡充
- 自動車、電気、電子、医薬品製造業、宇宙・航空機関連産業、高機能素材・複合材料関連製造業
- 対象要件：新増設 投資額5億円以上、雇用増20人以上 ◆助成額：投資額の5～10% ◆対象地域：全道一円(札幌市を除く) ◆限度額：3～15億円
- デジタル産業
- 対象要件：新増設 投資額10億円以上(環境配慮型データセンターは20億円以上)、雇用増5人以上 ◆助成額：投資額の5～10% ◆対象地域：全道一円(札幌市を除く) ◆限度額：1億5千万円～6億円
- 基礎技術産業
- 対象要件：新増設 投資額2千5百万円以上、雇用増5人以上 ◆助成額：投資額の5～10% ◆対象地域：全道一円(札幌市を除く) ◆限度額：3億円
- 自然科学研究所
- 対象要件：新増設 投資額10億円以上、増設5億円以上、雇用増5人以上 ◆助成額：投資額の5～10% ◆対象地域：全道一円 ◆助成額：投資額の5～10%
- 本社縮減移転事業の支援拡充
- 対象要件：新設、事務所面積300㎡以上(賃料12ヶ月)×1/2以内×3年間(札幌市は1年間) ◆助成額：1億円又は1,000万円/年(賃借の場合)
- 新エネルギー関連産業(太陽光をエネルギー源とした発電事業のみ、当面の取組対象)
- 対象要件：新増設 投資額10億円以上、雇用増1人以上 ◆助成額：2.5～5% ◆対象地域：全道一円(札幌市を除く) ◆限度額：0.5～1億円
- 新エネルギー関連製造業、食関連産業(食品工業及び食品機械、農業機械等、植付工場)
- 対象要件：新増設 投資額5億円以上、雇用増20人以上 ◆助成額：投資額の5～10% ◆対象地域：全道一円(札幌市を除く、植付工場は、工業団地と工場適地を対象とする。) ◆限度額：3～10億円
- 高度物流関連事業(施設設置者と事業者が異なる場合を含む)
- 対象要件：新増設 投資額5千円以上、雇用増20人以上 ◆助成額：投資額の5～10% ◆対象地域：全道一円(札幌市を除く) ◆限度額：1.5～5億円

【類型Ⅱ】 ○市町村と 連携した企 業の立地促 進

- 市町村と連携し雇用拡大につながる立地助成
- 製造業、自然科学研究所、高度物流関連事業、データセンター事業、IT産業(ソフトウェア業、情報処理、提供サービス業、インターネット附随サービス業)、コールセンター事業
- 対象要件：新増設 投資額2千5百万円以上、雇用増5人(併設施設の雇用者2人を含む)以上(雇用助成は6人目から支給)
- 助成額：投資額の4%(特別対策地域かつ地域未来投資促進法適用地域の施設は8%)
- 対象地域：全道一円(特別対策地域及び地域未来投資促進法適用地域)
- 限度額：投資助成は1億円、雇用助成は5万円
- 地域の工業団地を核とする製造業(植付工場を含む)の立地促進
- 対象要件：新増設 投資額5千円以上、雇用増5人(併設施設の雇用者2人を含む)以上 ◆助成額：投資額の4～8% ◆対象地域：全道一円(札幌市を除く、植付工場は、工業団地と工場適地を対象とする。(札幌市は除く。)) ◆限度額：1億円

中小企業の競争力の強化を図るための助成の措置

- 支援の対象となる産業分野の重点化(特定産業分野)
- 一般分に加え、特定産業分野を対象事業に設定(市場対応型製品開発支援)
- 特定産業分野：「加工組立型工業」「基礎技術産業」「食関連産業」「環境・エネルギー産業」「IT産業」
- ポストコロナに向けたマーケティングとコンサルティングの支援の拡充
- オンライン展示会への出席と出展に必要な機材運入や、FTE派遣等の作成経費に対する助成を追加、オンラインによるコンサルタントを助成対象に追加
- 中小企業のゼロカーボンやデジタルトランスフォーメーションなどの中小企業が抱える課題への競争力強化に向けた人材育成支援の創設
- 中小企業が新たな課題に対応するため、これまでの従業員等の研修への派遣に加え、講師を招へいして実施する研修会等に要する助成を創設

対象事業名	対象経費(新分野・新市場進出等のための下記の経費)	助成率	限度額
マーケティング支援	各種市場調査や展示会(オンラインを含む)等の経費及び国際出張等に係る経費	1/2	国内1,000万円、国外200万円
コンサルタント等招へい支援	技術開発、生産管理、マーケティング等の専門コンサルタント等の招へい(オンラインを含む)経費	1/2	100万円
産業人材育成・確保支援(育成・派遣)	先進企業、研修機関、専門職大学院等への従業員等の派遣経費	1/2	50万円
産業人材育成・確保支援(育成・招へい)	新たな課題に対応していく企業力向上のため、講師を招へいして実施する研修会等の経費	1/2	50万円
産業人材育成・確保支援(確保)	情報通信技術を活用した場所や時間にとらわれない働き方(テレワーク)導入のための経費	1/2	60万円
市場対応型製品開発支援	製品・サービスの開発及び大学等と連携して行う研究開発経費、これに伴う市場調査等の経費	1/2	300～600万円

北海道雇用創出基本条例の概要

1 条例制定の趣旨

北海道は、これまでの開発の歴史を通じ、その地域特性や豊かな資源等の潜在力を背景とした日本における役割や期待感から、主に国による北海道への産業基盤や生活基盤の整備が行われ、経済と雇用が下支えされてきたこと。

こうして形成された産業構造が、一方で北海道に中央依存、官依存の体質をもたらしたことは否めず、日本の経済社会システムが変革に向けて大きく動き出している中、自立的でたくましい産業経済と雇用の創出が求められていること。

そのため、自らの決定と責任によって雇用を創り出すための継続的な取組が、経済社会の安定と活性化のためには最も重要であるという強い意志を持って結集し、行動することが必要であるとの認識の下に、道民一人ひとりが、北海道の可能性を見つめ直し、北海道の豊かな資源や特性を生かし、意欲や挑戦する気概を持って、産業の活性化と雇用の創出に取り組んでいく必要があること。

このような考え方に立って、道民が豊かで安心して暮らせる、希望の持てる地域社会を築いていくため、道民の総意としてこの条例を制定すること。

2 条例の名称

北海道雇用創出基本条例

3 目的

この条例は、雇用の創出に関し、基本理念を定め、道の責務、事業者、産業関係団体及び労働関係団体並びに道民の役割等を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、雇用の創出に関する施策を総合的、計画的に推進し、北海道経済の発展と道民の福祉の向上に資することを目的とすること。

4 基本理念

(1) 雇用の創出は、事業者と労働者との問題であるとともに、道民生活及び地域社会の問題であるという認識の下に、持続的に推進されなければならないこと。

(2) 雇用の創出は、北海道の経済社会の安定及び活性化のために最も重要であるという認識の下に、持続的に推進されなければならないこと。

(3) 雇用の創出は、人材が北海道の経済社会の現在及び将来を担う最も重要な資源であるという認識の下に、持続的に推進されなければならないこと。

5 関係者の責務・役割等

国との連携等

国と連携・協力して雇用の創出に関する施策の推進を図るとともに、国に対し必要な措置を講ずるよう要請すること。

道の責務

基本理念にのっとり、雇用状況の的確な把握に努め、雇用の創出に関する総合的・計画的な施策を策定・実施すること。

市町村との連携

市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村の地域特性を活かした計画的な取組に対し連携・協力すること。

事業者の役割

基本理念にのっとり、自立的で意欲的・創造的な事業経営を行い、雇用の安定、維持・拡大と人材の育成に努めること。

産業・労働関係団体の役割

基本理念にのっとり、行政機関と連携して多様な就業形態に合わせた雇用に関する社会的な合意の形成に努めること。

道民の役割

基本理念にのっとり、自らの職業生活の設計と職業能力の形成のための努力が雇用創出に資することを理解すること。

6 基本的な施策

施策推進の基本方針

- (1) 事業者の意欲や能力、地域の資源や潜在力を生かした企業の競争力強化、創業や新事業・新産業の創出、産業立地を促進することによって、地域経済を活性化し、雇用の安定、維持・拡大が図られるようにすること。
- (2) 労働者の意欲と能力、生活事情に応じた多様な就業形態の選択を可能とし、誰もがその能力と経験を発揮し、安心して働ける環境づくりを促進すること。
- (3) それぞれの産業や業種の特徴や労働者の需要を踏まえ、きめ細かで多様な人材育成の機会の提供を促進すること。
- (4) 労働者の適性や職業経験、職業能力を生かし、求められる人材を的確に把握した就業機会の円滑な提供を促進すること。
- (5) 雇用の創出に関する施策を体系化し、集中的、効率的かつ効果的に推進するため、幅広い産業分野の施策の連携を図ること。
- (6) 雇用状況や地域特性、必要性に即してきめ細かな施策を推進するため、国や市町村、事業者等との連携を図ること。

「施策推進の基本方針」に基づき雇用の創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため

<第10条> 基本的な計画の策定

- (1) 雇用の創出に関する施策を総合的・計画的に推進するため、基本的な計画を策定すること。
- (2) 基本的な計画には、雇用の創出に関する基本的な事項を定めるものとする。
- (3) 基本的な計画には、雇用の創出に関する適切な目標を定めるものとする。
- (4) 基本的な計画を定めるに当たっては、道民の意見を反映できるよう必要な措置を講ずること。
- (5) 基本的な計画を定めたときは、公表すること。

7 財政上の措置

雇用の創出に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

8 施行期日

平成17年3月31日 公布・施行